第 38 回合志市地域公共交通協議会 次第

平成 28 年 5 月 30 日 (月) 10:00~ 合志庁舎 2 階大会議室

- 1 開会
- 2 委嘱状交付(代表)
- 3 政策部長あいさつ
- 4 会長及び副会長選出
- 5 議題

報告及び協議事項

- (1) 平成 27 年度合志市公共交通協議会歳入歳出決算について
- (2) 平成27年度コミュニティバス運行実績報告について
- (3) コミュニティバス運行事業評価について
- (4) 平成28年度事業計画(案)について
- (5) 合志市生活交通確保維持改善計画(案)について
- 6 その他
- 7 閉会



合志市地域公共交通協議会 平成27年度 歲入歲出決算報告書

	_
г	•
	•
13	12
4	TES
٦	m.

(単位:円)						
	説明	0 合志市負担金7,107,000	0 地域公共交通確保維持改善事業費補助金3,588,000		853 貯金利息853	
	比較増減			0		853
	決算額	7,107,000	3,588,000	0	853	10,695,853
	予算額	7,107,000	3,588,000	0	0	10,695,000
	損	1市負担金	1国補助金			
	ш	1負担金	1補助金	1繰越金	1雑入	合計
	通	1負担金	1補助金	1繰越金	1諸収入	4 ¤
1.歲入	禁	1負担金	2補助金	3繰越金	4諸収入	

-				
ゴ				
ゴ				
ゴ				
ゴ				
ゴ				
-			٠	
			•	

נקיים				▲ 22,000 合志市地域公共交通網形成計画策定調査業務6,210,000	245,479 合志市公共交通協議会負担金返還金(国庫補助額)3,588,000 合志市返還額245,479	
	▲ 139,026 委員報酬395,900	▲ 83,600 委員費用弁償235,400	0 通信費他	合志市地域公共交通網形	合志市公共交通協議会員 合志市返還額245,479	
比較増減		₩ 83,600	0	▲ 22,000	245,479	853
決算額	395,900	235,400	21,074	6,210,000	3,833,479	10,695,853
予算現額	534,926	319,000	21,074	6,232,000	3,588,000	10,695,000
流用增減額	▲ 2,074	0	2,074	0	0	0
予算額	537,000	319,000	19,000	6,232,000	3,588,000	10,695,000
塩	1奉码	9旅費	12役務費	13委託料	1市返還金	
ш	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	K	1事業費	事業費	1予備費	福
哲	4年		2事務費	事業費	1予備費	4 0
桊		運営費		2事業費	3予備費	

10,695,853 円 10,695,853 円 0 円

(読入) (読出) (差型)

(監査報告)

平成27年度会計監査報告書

平成27年度合志市地域公共交通協議会の会計について、下記のとおり監査したので、報告します。

記

1. 監査期日

期日:平成28年5月24日(火)

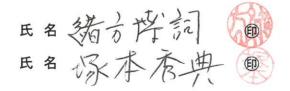
2. 監査立会人

合志市政策部企画課長 大茂 竜二

3. 監査結果

平成27年度合志市地域公共交通協議会の会計決算について監査した結果、 その内容については、正確であり書類等の整理についても確実に行われ、異常のないことを認めます。

合志市地域公共交通協議会会計監查



資料2

平成27年度コミュニティバス運行実績報告

合志市地域公共交通協議会

平成28年5月30日

平成27年度レターバス運行実績等一覧

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
運行経費(円)	а	3,386,932	3,439,969	3,403,111	3,504,684	3,452,012	3,354,576	3,488,505	3,354,576	3,456,148	3,456,148	3,269,181	3,504,684	41,070,526
運賃収入(円)	b	647,300	721,900	683,600	741,700	807,500	686,800	905,400	757,170	891,420	776,820	791,750	979,920	9,391,280
委託料 (円)	С	2,739,632	2,718,069	2,719,511	2,762,984	2,644,512	2,667,776	2,583,105	2,597,406	2,564,728	2,679,328	2,477,431	2,524,764	31,679,246
収支率	$(b \div a) \times 100$	19.1%	21.0%	20.1%	21.2%	23.4%	20.5%	26.0%	22.6%	25.8%	22.5%	24.2%	28.0%	22.9%
利用者数(人)	е	6,591	7,195	6,925	7,650	8,166	6,792	6,276	5,279	6,085	5,342	5,331	6,679	78,311
運行日数(日)	f	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	29	31	366
運行便数(便)	g	342	346	344	354	348	338	352	338	348	348	330	354	4,142
1便当たり利用す	者数 e÷g	19.3	20.8	20.1	21.6	23.5	20.1	17.8	15.6	17.5	15.4	16.2	18.9	18.9
市民一人当たり	負担額(円)※1	54	54	54	55	52	53	51	52	51	53	49	50	628
H26年度利用者	·数(人)h	6,483	6,715	6,484	7,037	7,788	6,447	6,797	6,344	6,874	5,942	5,819	7,357	80,087
対前年比	e÷h	1.02	1.07	1.07	1.09	1.05	1.05	0.92	0.83	0.89	0.90	0.92	0.91	0.98

※1 市民一人当たり負担額については、H27.3.31現在の12歳(中学生)以上の人口数 = 50.426 人より算出

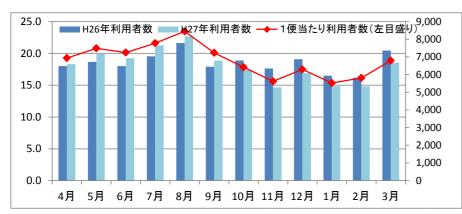


図1-1. 月別利用者数(H26、H27年度)、1便当たり利用者数(H27年度)の推移

H22年10月の運行開始から5年6ヵ月が経過し、全体を通し、利用促進策の取り組み等の成果も見られ市民の認知度も上がり、利用者は増加している。

しかし、H27年10月からの運賃値上げ及びダイヤ改定に伴い、利用者数は対前年比9割ほどを推移し、H27年全体の対前年比は、98%にとどまった。

(H24年度:約6万5千人、H25年度:約7万5千人、H26年度は約8万人)

月平均の利用者は、6.525人(H26年度: 6.673人)であった。

また、1便当たりの利用者数は、18.9人(H26年度:19.4人)であった。

10月から利用者数は減ったものの、休日等は立ち乗り客が発生している便も多く見られる。(レターバスの座席数は18席)



図1-2. 運賃収入、委託料、収支率の推移(H27年度)

運賃収入は、利用者の増加に伴い増えている。

委託料は、運行経費(月当たり総走行距離=路線長×運行便数)から運賃収入を差し引いた額であり、月ごとの運行便数によって変動する。

収支率は、運賃経費に占める運賃収入の割合であるが、H27年度は22.9%となっている。月別にみると、H28年3月の28.0%が最高である。H27年10月より料金値上げにより、利用者が対前年比の9割程度に下がったが、平成27年10月からの収支率としては月平均24.8%台を推移している。

平成27年度循環バス運行実績等一覧

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
運行経費(円)	а	663,534	663,534	663,534	663,534	643,949	663,534	714,576	612,493	714,576	663,534	612,493	714,576	7,993,867
運賃収入(円)	b	74,300	63,400	68,000	65,800	62,600	61,300	76,600	66,700	76,170	62,030	65,850	85,680	828,430
委託料 (円)	С	589,234	600,134	595,534	597,734	581,349	602,234	637,976	545,793	638,406	601,504	546,643	628,896	7,165,437
収支率	(b÷a)×100	11.2%	9.6%	10.2%	9.9%	9.7%	9.2%	10.7%	10.9%	10.7%	9.3%	10.8%	12.0%	10.4%
利用者数(人)	е	702	661	667	668	598	692	537	463	508	442	452	602	6,992
運行日数(日)	f	26	26	26	26	26	26	28	24	28	26	24	28	314
運行便数(便)	g	104	104	104	104	101	104	112	96	112	104	96	112	1,253
1便当たり利用す	皆数 e÷g	6.8	6.4	6.4	6.4	5.9	6.7	4.8	4.8	4.5	4.3	4.7	5.4	5.6
市民一人当たり	負担額(円)※1	12	12	12	12	12	12	13	11	13	12	11	12	142
H26年度利用者	数(人)h	736	791	564	675	657	737	707	675	611	636	665	723	8,177
対前年比	e÷h	0.95	0.84	1.18	0.99	0.91	0.94	0.76	0.69	0.83	0.69	0.68	0.83	0.86

※1 市民一人当たり負担額については、H27.3.31現在の12歳(中学生)以上の人口数 =

50.426 人より算出

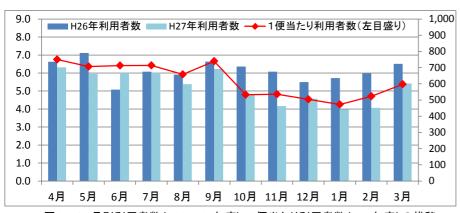


図2-1. 月別利用者数(H26、H27年度)、1便当たり利用者数(H27年度)の推移

利用者数は、H26年度は8,177人であったが、H27年度は6,992人となり、H27年10月からの運賃値上げ及びダイヤ改定に伴い、利用者数は対前年比7.5割ほどを推移し、H27年全体の対前年比は、86%にとどまった。

H27年度1便当たりの利用者数は須屋線及び日向·新迫線平均で5.6 人(H26年度:6.5人)である。



図2-2. 運賃収入、委託料、収支率の推移(H27年度)

収支率はH27年度で10.4%にとどまっている(H26年度:11.0%) 毎月概ね9~12%間で推移している。

平成27年度乗り合いタクシー運行実績等一覧

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
運行経費(円)	а	788,792	783,432	785,052	784,652	759,192	791,232	849,716	732,728	850,856	785,552	729,668	846,136	9,487,008
運賃収入(円)	b	37,600	27,700	32,250	31,500	28,100	37,550	57,980	48,940	56,210	51,170	50,530	62,740	522,270
委託料 (円)	С	751,192	755,732	752,802	753,152	731,092	753,682	791,736	683,788	794,646	734,382	679,138	783,396	8,964,738
収支率	$(b \div a) \times 100$	4.8%	3.5%	4.1%	4.0%	3.7%	4.7%	6.8%	6.7%	6.6%	6.5%	6.9%	7.4%	5.5%
利用者数(人)	е	373	336	348	354	301	420	405	357	408	383	344	416	4,445
運行日数(日)	f	39	39	39	39	38	39	42	36	42	39	36	42	470
運行便数(便)	g	143	143	143	143	136	143	154	132	154	143	132	154	1,720
1便当たり利用者	皆数 e÷g	2.6	2.3	2.4	2.5	2.2	2.9	2.6	2.7	2.6	2.7	2.6	2.7	2.6
市民一人当たり	負担額(円)※1	15	15	15	15	14	15	16	14	16	15	13	16	178
H26年度利用者	数(人)h	414	426	404	370	347	374	397	346	363	353	371	347	4,512
対前年比	e÷h	0.90	0.79	0.86	0.96	0.87	1.12	1.02	1.03	1.12	1.08	0.93	1.20	0.99

※1 市民一人当たり負担額については、H27.3.31現在の12歳(中学生)以上の人口数 =

50.426 人より算出

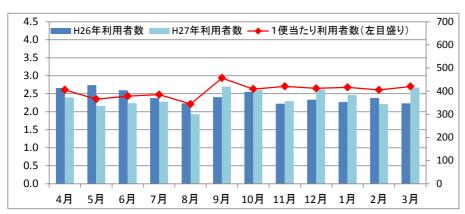


図3-1. 月別利用者数(H26、H27年度)、1便当たり利用者数(H27年度)の推移

利用者数は、H26年度は4,512人であったが、H27年度は4,445人となり、対前年比の99%となった。しかし、H27年10月からの運賃値上げ及びダイヤ改定に伴い、H27年10月からの平均利用者数は対前年比106%ほどを推移している。1便当たりの利用者数は、H27年度の平均で2.6人であり、H26年度の平均2.6人から同推移である。



図3-2. 運賃収入、委託料、収支率の推移(H27年度)

収支率は、H26年度の平均4.3%に対し、H27年度の平均は5.5%であった。、H27年10月からの収支率については平均6.8%で6%~7%を推移している。

平成26年度コミュニティバス等運行実績一覧

1			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
レターバス	運行経費(円)	а	3,198,380	3,279,020			3,294,298	3,183,102	3,309,576	3,152,545	3,263,742	3,263,742	2,975,988	3,309,576	38,737,925
	運賃収入(円)	b	659,500	685,100	672,400	715,300	794,800	661,500	687,700	650,400	713,000	600,600	639,700	747,400	8,227,400
	委託料 (円)	С	2,538,880	2,593,920	2,525,980	2,594,276	2,499,498	2,521,602	2,621,876	2,502,145	2,550,742	2,663,142	2,336,288	2,562,176	30,510,525
	収支率	(b÷a)×100	20.6%	20.9%	21.0%	21.6%	24.1%	20.8%	20.8%	20.6%	21.8%	18.4%	21.5%	22.6%	21.2%
	利用者数(人)	е	6,483	6,715	6,484	7,037	7,788	6,447	6,797	6,344	6,874	5,942	5,819	7,357	80,087
	運行日数(日)	f	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	28	31	365
	運行便数(便)	g	342	350	342	354	352	340	354	336	348	348	318	354	4,138
	1便当たり利用	者数 e÷g	19.0	19.2	19.0	19.9	22.1	19.0	19.2	18.9	19.8	17.1	18.3	20.8	19.4
	市民一人当たり	り負担額(円)※	51	52	51	52	50	51	53	50	51	54	47	51	613
	H25年度利用者	f数(人)h	6,030	5,989	5,733	6,855	7,314	5,890	6,336	5,663	6,637	5,947	5,813	7,561	75,768
	対前年比	e÷h	1.08	1.12	1.13	1.03	1.06	1.09	1.07	1.12	1.04	1.00	1.00	0.97	1.06

※市民一人当たり負担額については、H26.3.31現在の12歳(中学生)以上の人口数 = 49,769 人より算出

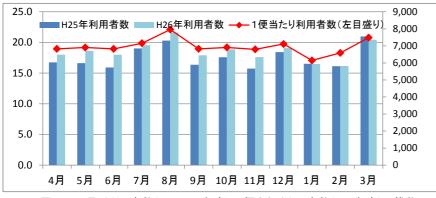


図1-1. 月別利用者数(H25、H26年度)、1便当たり利用者数(H26年度)の推移



図1-2. 運賃収入、委託料、収支率の推移(H26年度)

2 循環バス (日向、 須屋)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
運行経費(円)	а	626,489	674,680	578,298	674,680	626,489	626,489	626,489	626,489	626,489	674,680	578,298	626,489	7,566,059
運賃収入(円)	b	73,600	79,100	56,400	67,500	65,700	73,700	70,700	67,500	61,100	63,600	76,500	73,600	829,000
委託料 (円)	С	552,889	595,580	521,898	607,180	560,789	552,789	555,789	558,989	565,389	611,080	501,798	552,889	6,737,059
収支率	(b ÷ a) × 100	11.7%	11.7%	9.8%	10.0%	10.5%	11.8%	11.3%	10.8%	9.8%	9.4%	13.2%	11.7%	11.0%
利用者数(人)	е	736	791	564	675	657	737	707	675	611	636	665	723	8,177
運行日数(日)	f	26	28	24	28	26	26	26	26	26	28	24	26	314
運行便数(便)	g	104	112	96	112	104	104	104	104	104	112	96	104	1,256
1便当たり利用者	皆数 e÷g	7.1	7.1	5.9	6.0	6.3	7.1	6.8	6.5	5.9	5.7	6.9	7.0	6.5
市民一人当たり	負担額(円)※1	11	12	10	12	11	11	11	11	11	12	10	11	135
H25年度利用者	数(人)	730	680	617	690	763	641	737	624	628	707	730	722	8,269
対前年比	e÷h	1.01	1.16	0.91	0.98	0.86	1.15	0.96	1.08	0.97	0.90	0.91	1.00	0.99

※1 市民一人当たり負担額については、H26.3.31現在の12歳(中学生)以上の人口数 = 49,769 人より算出

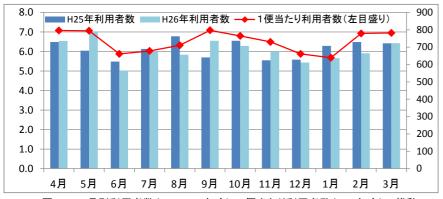


図2-1. 月別利用者数(H25、H26年度)、1便当たり利用者数(H26年度)の推移



図2-2. 運賃収入、委託料、収支率の推移(H26年度)

3
乗合タクシー
(路線運行)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
運行経費(円)	а	780,090	837,520	718,740	834,920	775,370	777,390	776,590	776,090	777,070	833,700	718,480	777,410	9,383,370
運賃収入(円)	b	37,300	38,100	35,050	32,450	30,450	33,500	36,550	30,150	31,500	29,750	31,650	41,000	407,450
委託料 (円)	С	742,790	799,420	683,690	802,470	744,920	743,890	740,040	745,940	745,570	803,950	686,830	736,410	8,975,920
収支率	(b ÷ a) × 100	4.8%	4.5%	4.9%	3.9%	3.9%	4.3%	4.7%	3.9%	4.1%	3.6%	4.4%	5.3%	4.3%
利用者数(人)	е	414	426	404	370	347	374	397	346	363	353	371	347	4,512
運行日数(日)	f	39	42	36	42	39	39	39	39	39	42	36	39	471
運行便数(便)	g	143	154	132	154	143	143	143	143	143	154	132	143	1,727
1便当たり利用	者数 e÷g	2.9	2.8	3.1	2.4	2.4	2.6	2.8	2.4	2.5	2.3	2.8	2.4	2.6
市民一人当た	り負担額(円)※1	15	16	14	16	15	15	15	15	15	16	14	15	180
H25年度利用者	皆数(人)h	514	470	506	462	500	456	490	452	418	438	417	448	5,571
対前年比	e÷h	0.81	0.91	0.80	0.80	0.69	0.82	0.81	0.77	0.87	0.81	0.89	0.77	0.81

※1 市民一人当たり負担額については、H26.3.31現在の12歳(中学生)以上の人口数 = 49,769 人より算出

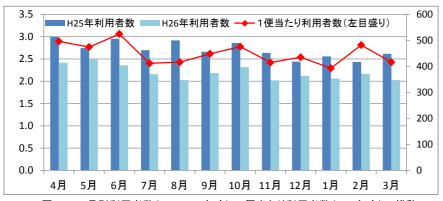


図3-1. 月別利用者数(H25、H26年度)、1便当たり利用者数(H26年度)の推移



図3-2. 運賃収入、委託料、収支率の推移(H26年度)

4
乗合タクシー
(区域運行)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
運行経費(円)	а	11,360	9,500	2,760	12,740	13,640	6,900	9,180	9,500	3,980	0	9,740	4,060	93,360
運賃収入(円)	b	2,000	1,400	400	1,800	2,000	1,000	1,400	1,400	600	0	1,400	600	14,000
委託料 (円)	С	9,360	8,100	2,360	10,940	11,640	5,900	7,780	8,100	3,380	0	8,340	3,460	79,360
収支率	(b÷a)×100	17.6%	14.7%	14.5%	14.1%	14.7%	14.5%	15.3%	14.7%	15.1%	#DIV/0!	14.4%	14.8%	15.0%
利用者数(人)	е	10	7	2	9	10	5	7	7	3		7	3	70
運行日数(日)	f	5	4	2	5	6	3	4	4	3		5	3	44
運行便数(便)	g	8	7	2	9	10	5	7	7	3		7	3	68
1便当たり利用さ	者数 e÷g	1.3	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	#DIV/0!	1.0	1.0	1.0
市民一人当たり	負担額(円)※1	0.2	0.2	0.0	0.2	0.2	0.1	0.2	0.2	0.1	0.0	0.2	0.1	1.6
H25年度利用者	·数(人)h	16	8	5	8	2	2	3	4	2	5	6	10	71
対前年比	e÷h	0.63	0.88	0.40	1.13	5.00	2.50	2.33	1.75	1.50	0.00	1.17	0.30	0.99

※1 市民一人当たり負担額については、H26.3.31現在の12歳(中学生)以上の人口数 = 49,769 人より算出



図4-1. 月別利用者数(H25、H26年度)、1便当たり利用者数(H26年度)の推移



図4-2. 運賃収入、委託料、収支率の推移(H26年度)

資料3

コミュニティバス運行事業評価

合志市地域公共交通協議会 平成 28 年 5 月 30 日

●コミュニティバス運行事業の評価

平成 26 年 3 月に「合志市地域公共交通計画(別冊)」を策定しました。その中で、コミュニティバスのあり方や方向性を明確にするため「コミュニティバス運行指針・指標」を設定いたしました。

当該計画期間(平成 27 年度)においては、下記の指標・指針に基づきコミュニティバス運行事業の評価を行い、必要に 応じ運行体系等の見直しを行うこととしています。

レターバス等に関する指標、目標値、指針

	指標	現状値 (H24 実績)	目標値 (H27 年度)	指 針 (目標値に届かない場合の対策の選択肢) ※ただし、対策の実施については協議会で決定
	1) 収支率	20%	25%	■減便●運賃値上げ●ルートの短縮など
レターバス	2) 定時性	最大遅延 41 分		●ルートの短縮 ●ルートの一部変更 など
	3)新規利用 者の増加	10%	10%	●講座等の利用促進策を実施しても新規利用者 が増えない場合はルートの一部変更 など
循環バス須屋線	利用者数	3,449 人	3,400 人	
循環バス日向・新迫線	利用者数	4,466 人	4,400 人	
乗り合いタクシー合生・上生線	利用者数	770 人	750 人	●レターバスの再編を行う場合に併せて、必要に
乗り合いタクシー合生・御代志線	利用者数	3,561 人		応じ運行形態の見直しを実施
乗り合いタクシー後川辺線	利用者数	1,426 人	1,400 人	
予約制乗り合いタクシー植木線	利用者数	119 人	100 人	

[※]新規利用者の増加は、毎年の乗り込み調査により乗客ヒアリングを行い、全調査対象者に占める「1年以内に利用しはじめた」と回答した人の割合で判断。乗降バス停と関連付けて調査する。

[※]循環バス須屋線に関しては、利用意識調査を実施し、調査結果を基に運行形態について検討・協議を行い、必要に応じて見直しを行う。

[※]運賃改定について、消費税増税及び安定運行(車両更新等)の観点から、平成26年度に検討・協議を行う。

●平成 27 年度コミュニティバス運行事業評価

	指標	現状値 (H27 実績)	目標値 (H27 年度)	評価	要因等
	1) 収支率	22.9%	25%	未達成	月毎の収支率の実績値も 25%の目標値を上回らず、年平 均では 22.9%に止まった。 25%の達成のためには、月平均 5,900 人以上の利用が必 要
レターバス	2) 定時性	最大遅延 54 分		未達成	慢性的な交通渋滞が発生する箇所を運行するため遅延が 発生。 (左回り 54 分 右回り 46 分)
	3)新規利用 者の増加	18%	10%	達成	左回りで 17%、右回りで 18%の新規利用者があった。
循環バス須屋線	利用者数	3,619人	3,400 人	達成	概ね固定客による利用。利用目的は、主に老人憩の家及 びユーパレス弁天であった。 H26 年度(利用者数: 4,106人)
循環バス日向・新迫線	利用者数	3,373 人	4, 400 人	未達成	概ね固定客による利用。利用目的は、主に老人憩の家及 びユーパレス弁天であった。 H26 年度(利用者数: 4,071人)
乗り合いタクシー合生・上生線	利用者数	1,146人	750 人	達成	H26 年度の利用者数と比較すると、平準して利用者が微増している。 H26 年度(利用者数: 982 人)
乗り合いタクシー合生・御代志線	利用者数	2, 139 人	3, 500 人	未達成	H26 年度の利用者数と比較すると、月平均およそ 35 人の利用者が落ち込んでいる。 H26 年度 (利用者数: 2,558 人)
乗り合いタクシー後川辺線	利用者数	1,106人	1,400人	未達成	H26 年度の利用者数と比較すると、月平均およそ 11 人の利用者が増えている。 H26 年度(利用者数: 972 人)
予約制乗り合いタクシー植木線	利用者数	123 人	100人	達成	固定客による利用。利用回数が減少傾向である。 H26 年度(利用者数:70 人)

●未達成項目に対する対策(案)について

目標値達成のため、運行指針に基づき次のとおり対策(案)を実施する。

	指標項目	対策 (案)	理由等
レターバス	収支率	利用促進策の実施	25%達成には月平均 5,900 人 (1 便あたり約 17 人)以上の利用が必要である。学生の長期休暇期間 (8 月、3 月) はそれを上回る利用を望めるが、平成 27 年 10 月からの料金改定に伴い、利用者が減少となったため、利用者推移の観察及び利用者の呼戻しも視野に入れ、年間を通じて利用者数を確保できるよう利用促進の取り組みを実施する。
	定時性	バスロケーションシス テムによる案内強化	平成 27 年 10 月からダイヤ改定を実施。最大遅延は 54 分となったものの、平均遅延については、9 月までの 14.2 分に対し、10 月からは 6.4 分と改善されている。交通事情もあるため、バスロケーションシステムにて、現在の遅延による不安感等を軽減させると共に案内強化を図っていく。
循環バス日向・新迫線	利用者数	利用促進策の実施	沿線の自治会や老人クラブ等に出前講座等を実施。
乗り合いタクシー合生・御代志線	利用者数	利用促進策の実施	沿線の自治会や老人クラブ等に出前講座等を実施。
乗り合いタクシー後川辺線	利用者数	利用促進策の実施	沿線の自治会や老人クラブ等に出前講座等を実施。

資料4

平成28年度事業計画(案)について

平成28年度公共交通関係予算および事業計画(案)

(歳入)

項目	名称	予定額	前年度予算額	備考
国庫補助金	地域公共交通確保維持改善事業費補 助金	3,820,000 円	4,999,000 円	4,102人(交通不便地域対象 人口)*200円+300万円
県補助金	生活交通維持活性化総合交付金	3,000,000 円	3,000,000 円	県庫補助交付要綱に基づき実 施
諸収入	コミュニティバス広告収入	54,000 円	72,000 円	広告掲載に関する啓発活動を 実施(委託)
市一般財源		46,971,200 円	46,135,000 円	_
合計		53,845,200 円	54,206,000 円	

(歳出)

	<u>感出/</u> 項目	1	事業計画内容	予定額	前年度予算額	備考	
1	協議会運営事業		• H28年度事業評価 • H29年度事業計画		653,200 円	_	協議会:19人*4回*(3,700円+2,200円)作業部会:8人*4回*(3,700円+2,200円)通信運搬費(切手代)16,000円
		コミュニ ティバス	【レターバス】 現行のルート、ダイヤ及び便数にて 運行 【循環バス】 現行のルート、ダイヤ及び便数にて 運行	40,833,000 円	38,557,000 円	(運行経費-運賃収入=委託 料)	
2	地域公共 交通計画 実施事業	乗り合いタ クシー	【路線運行】 現行3ルート・現行ダイヤで継続運行 に区域運行】 現行区域・現行ダイヤで継続運行	【路線運行】 8,992,000 円 【区域運行】 122,000 円	【区域運行】	(運行経費—運賃収入=委託 料)	
		地域公共交 通計画事業 総合支援事 業	コミュニティバスの利用実態及び効 果調査・分析	1,512,000 円	_	例年実施している乗降調査に て、利用実態を把握	
3	3 P&R駐車場管理運営事業		平成28年3月31日現在40台の契約 (新須屋駅)であるが、さらに契約 台数が増えるよう熊本連携中枢都市 圏の事業等と連携した周知(冊子配 布など)を実施する。また、適切 な管理運営や啓発活動の実施につい て熊本電鉄と連携を図る	一円	一円	継続して事業(啓発)を実施 し公共交通への転換を図る	

4	JR光の森駅駐輪場維持 管理負担金支出事業	菊陽町による適切な維持管理が実施 されるよう駐輪場の維持管理負担金 を支出	566,000 円	438,000 F	駐輪場増設による土地借上料の増
5	翔陽高校線運行委託事業	平成27年度末をもって運行廃止	— 円	1,415,000 F	平成27年度末をもって運行廃 止
6	啓発•利用促進活動	・主に高齢者団体等に対し、地域公 共交通に関する講座や体験乗車を要施し、新規利用者の掘り起こしを図る。小学校児童に対し、バスの乗り方 教室を実施。市秋まつり開催時に、地域公共交通啓発ブースを設置し市民の意識向上を図る。 ・おでず広く募集実施。・クーポン付回数券の作成・啓発・ガイドブック(健康づくり版)の作成	718,000 円	4,025,000 F	啓発・利用促進活動については、関係団体と連携を図り、利用促進の取り組み内容について検討を行っていく
7	バスロケーションシステ ム事業	バスロケーションシステムの運営管 理を行う	449,000 円	564,000 F	コミュニティバス利便性向上 推進協議会負担金
	合計		53,845,200 円	54,206,000 F	3

生活交通確保維持改善計画(地域内フィーダー系統確保維持計画を含む)

平成 28 年 月 日

(名称) 合志市公共交通協議会

生活交通確保維持改善計画の名称

合志市地域生活交通確保維持改善計画

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

【背景と目的】

近年、利用者数の減少による経営難から、全国的にバス路線の統廃合などが進められています。本市においても、市民のマイカーへの依存度は高く、公共交通の利用者は減少傾向が続いています。特に、高齢化が進んだ農村部においては、採算上の問題からバス路線の一部が廃止されるなど、交通弱者の生活が一層不便になっている地域も見られます。

現在、本市内では、路線バス(熊本電鉄)、鉄道(熊本電鉄)、環状・循環バス及び乗り合いタクシー(熊本電鉄及び市内タクシー事業者(市による補助あり))が運行していますが、路線バスの多くは市南部の住宅団地部を中心にダイヤが組まれ、熊本電鉄のサービス範囲は市内の一部に限られています。環状・循環バス及び乗り合いタクシーについては、市内全域を網羅するように運行していますが、市の財政負担の問題もあり、最小限のサービスにとどまっています。また、隣接する大津町、菊陽町をJR豊肥線が通っていますが、本市内からJR駅(JR光の森駅)へのアクセスも十分とはいえません。

このままでは、公共交通のサービスの空白地帯が生じ、市民生活の地域格差が増大する恐れがあり、この問題の解決には交通事業者単独の経営努力では自ずと限界があります。 長期的な視点に立てば、人口高齢化の一層の進展に伴い、外出手段確保の必要性は高まり、また地球温暖化防止など環境対策の点からも、公共交通の重要性が増してくるものと考えられます。

このため、市内の公共交通ネットワークを再編することによって、公共交通サービス空白地域をなくし、市民の公共施設、病院、大規模商業施設及びJR光の森駅等へのアクセス手段を整備することを目的として、地域公共交通確保維持事業に取り組みます。

【必要性】

本市においては、大きく3つの異なる日常生活圏があり、地域によって買い物や通院といった基本的な日常生活に違いが見られる。さらに、市内の各種施設の利用等のため、市内の東西方向への公共交通による移動の確保が困難である。

これらを考慮して、市民が通いなれた商業施設、病院及び公共施設等を利用できるような公共交通を整備することが必要とされている。

また、市外への公共交通による移動では、熊本市方面への熊本電鉄やJRなどの利用を希望する声が多いため、鉄道駅を主要乗り換え拠点とし、そこに至る公共交通手段の強化についても必要とされていることから、次の路線について地域公共交通確保維持事業を活用し、住民の生活交通手段を存続させていくことが必要である。

- ●地域ごとの生活圏に対応した生活支援交通及び市内移動手段の路線
- ●鉄道駅やバスターミナルの拠点性を高めるフィーダー路線

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

- ① 共交通機関を使った市内外への移動での乗り継ぎが円滑にできていると思う市民の割合: 45.0%
- ② コミュニティバス等の利用者数:92,800人
- ③ 公共交通機関を利用している人の割合:69.5%
- ④ 市民1人当たりのコミュニティバス等の運行委託料:800円/人
- ※当該目標と目標値については、市総合計画の指標を基に設定し、毎年実施している3,000 人市民アンケートにより評価を行う。

(2) 事業の効果

目標を達成することにより、次の効果が期待される。

- ●市民の市内外の移動が円滑にできる
- ●市民生活における地域間格差の解消
- ●市民(特に交通弱者)の社会参加の増加による地域活性化
- ●環境対策(CO2削減)への寄与
- 3. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び 運行予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付

4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表2」を添付 なお、合志市から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経 費から差し引いた差額分を負担することとしている。

5. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称

合志市地域公共交通協議会

- 6. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法 【活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】
- 運行委託業務実績報告書(毎月報告)
- OD調査
- ・利用者アンケート(車内聞き取りアンケート)
- 7. 別表1の補助事業の基準二に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3 回以上で足りると認めた系統の概要

【地域間幹線系統のみ】

該当なし

8. 別表1の補助事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧

【地域間幹線系統のみ】

該当なし

9. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付

10. 車両の取得に係る目的・必要性

【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

11. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けよ うとする場合のみ】

(1) 事業の目標

該当なし

(2) 事業の効果

該当なし

12. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の総額、負担 者及びその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国 庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

13. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における 収支の改善に係る計画(車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策)

【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

14. 協議会の開催状況と主な議論

平成28年5月30日(第38回) 当該計画について協議し合意を得られた

15. 利用者等の意見の反映状況

本市の協議会の構成委員(住民・利用者代表)として、市区長連絡協議会、市老人クラブ連合会、市身体障害者福祉協議会、市PTA連絡協議会、コミュニティ委員会及びNPO法人の各種団体が参画しており、地域住民や利用者目線の意見をいただき、計画策定及び路線バス等の運行等に反映させている。

16. 協議会メンバー	一の構成員
関係都道府県	協議会への参画なし
関係市区町村	合志市
交通事業者·交通施 設管理者等	熊本電気鉄道㈱ ㈱相互交通 旬キティー交通 旬銀杏交通タクシー 熊本河川国道事務所 熊本県県北広域本部土木部 合志市建設課 大津警察署
地方運輸局	熊本運輸支局
その他協議会が必 要と認める者	熊本大学教授、市商工会、利用者代表等

【本計画に関する担当者・連絡先】

 (住 所) 熊本県合志市竹迫 2140

 (所 属) 合志市政策部企画課

 (氏 名) 吉田健悟

 (電 話) 096-248-1813

 (e-mail) k-yoshida@city.koshi.lg.jp

注意:本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

また、既存計画部分で生活交通確保維持改善計画の記載項目に合致する部分は、そこからの転記や、該当部分を明確にした上での添付などにより活用いただいて差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通網形成計画等既存計画が活用できる場合は、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です(ただし、生活交通確保維持改善計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統) 平成29年度

都道府県		運行系統名	確保維持事業に要する	国庫補助金	再編特	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)						
(市区町村)	運行予定者名	(申請番号)	国庫補助額(千円)	内定申請額 (千円)	例措置	乗合バス型 /デマンド 型の別	基準口で 該当する 要件	接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保 策	基準二で該 当する要件 (別表7の み)			
		(1) レターバス	12,773.5		-	乗合バス型	②(2)	JR豊肥本線光の森駅 にて接続(バス停近 接)	3			
	熊本電気鉄道株式 会社	(2) レターバス (左回り平日1便目)	474.5	;	-	乗合バス型	②(2)	JR豊肥本線光の森駅 にて接続(バス停近 接)	3			
45. 1 . 18		(3) 日向·新迫線	1,592.5	-	乗合バス型	②(2)	熊本電鉄の御代志駅 にて接続(バス停近 接)	3				
熊本県 (合志 市)	株式会社 相互交通	(4) 合生・上生線	330.0	3,612	-	乗合バス型	②(2)	熊本電鉄の北3系統の黒石下バス停にて接続(パス停近接)	3			
,,,,,	有限会社 キ ティー交通	(5) 合生・御代志線	1,256.5		-	乗合バス型	②(2)	熊本電鉄の北3系統の黒石下バス停にて接続(パス停近接)	3			
	有限会社 銀杏交	(6) 後川辺線	284.0		-	乗合バス型	②(2)	熊本電鉄の北3系統の泗水バス 停にて接続(パス停近接)	3			
	通	(7) 後川辺線	51.5		_	乗合バス型	②(2)	熊本電鉄の北3系統の泗水バス 停にて接続(パス停近接)	3			
	合	計		3,612		·	·					

国庫補助 上限額	3,612
(千円)	0,012

(注)

- 1. 「確保維持事業に要する国庫補助額(千円)」は表2における「補助対象系統の1/2」を小数点第1位(百円単位)まで記載する。
- 2. 「国庫補助額内定申請額(千円)」には、各運行予定者毎でまとめて表2における「国庫補助金内定申請額」を記載する。
- 3. 「再編特例措置」には、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用を受ける場合のみ、「〇」を記載する。
- 4. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接 続を確保するかについて記載する。
- 5. 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。

事業者名 熊本電気鉄道株式会社 平成29年度

1. 申請事業者の概要

	乗 合	ì	バ	ス	事		業	•	自	家	用	有	侈	ŧ	旅	客	ı	ï	送	
補助対象期間の 前々年度(基準期間※)の	営 業 収 益			1,06	67,423	3 千	円	1	営業	外収益			6,35	11 千	円		経済	常収	7益(イ)	1,073,774 千円
損益状況	営 業 費 用			1,10	07,103	3 千	円	7	営業	外費用		1	5,70	2 千	円		経済	常費]用(口)	1,122,805 千円
	営 業 損 益			Δ3	39,680) 千	円	7	営業	外損益		Δ	9,35	11 千	円		経	常	損益	△ 49,031 千円
補助対象期間の前々年度の実車走行キロ(ハ)				3,88	1,871	.7 k	κm										経	常」	収支率	95.63 %
	乗 合	ì	バ	ス	事		業		自	家	用	有	億	ŧ	旅	客	J	Ī	送	
基準期間の前年度の	営 業 収 益			1,08	32,980	千(円	7	営業:	外収益			6,17	5 千	円		経常	如	益(イ))	1,089,155 千円
損益状況	営業費用			1,09	92,962	2 千	円	7	営業	外費用		1	3,07	2千	円		経常	費	用(口')	1,106,034 千円
	営 業 損 益			Δ	9,982	2 千	円	7	営業	外損益		Δ	6,89	7 千	円		経	常	損益	△ 16,879 千円
基準期間の前	年度の実車走行キロ(ハ')			3,95	4,269	9.3 k	(m										経	常山	収支率	98.47 %
	乗 合	ì	バ	ス	事		業		自	家	用	有	侈	ŧ	旅	客	迴	ï	送	
基準期間の前々年度の	営 業 収 益			1,04	19,207	7 千	円	1	営業	外収益			5,56	11 千	円		経常	如	益(イ")	1,054,768 千円
損益状況	営 業 費 用			1,09	99,958	3 千	円	7	営業	外費用		1	3,94	14 T	円		経常	費	用(口")	1,113,902 千円
	営 業 損 益			Δ5	50,751	1千	円	7	営業	外損益		Δ	8,38	33 T	円		経	常	損益	△ 59,134 千円
基準期間の前々年度の実車走行キロ(ハ")			4,149,904.0 km				· ·					経常収支率			94.69 %					

(補助対象事業者の「基準期間[※]を最終年度とする連続した過去3年間」における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当た り経常費用 (基準期間の前々年度) ロ"÷ハ"= a	補助対象事業者の実車走行キロ当たり 経常費用 (基準期間の前年度) ロ'÷ハ'= b	補助対象事業者の実車走行キロ 当たり経常費用 (基準期間) ロ÷ハ=c	平均增減率 (((b÷a)-1)+((c÷b)-1))÷2 = d
南九州	268 円 41 銭	279 円 70 銭	289 円 24 銭	3.80 %

2. キロ当たり補助対象経常費用及び収益

<u> </u>	生 市 美 川 太 し 一 太 皿			
補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当た り経常費用 c×(1+(d÷2)) ² = ニ	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 へ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ
南九州	300 円 33 銭	256 円 89 銭	256 円 89 銭	276 円 61 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

3. 補.	切対象系統ことに要する貧用、負担者とその負担割合 																	
補助				運行系統					系統キ	- D 程		補助ブロ			司一補助: 市区町村	ブロック	補助ブロック外乗り入 れ部分及び同一補助 ブロック市区町村外	計画実車走行キロ
ブロック名	申請番号	運行 系統名	起点	主な 経由地	終点	計画運行 日数	計画運行 回数		2141176-1	H1±	乗	€入部分¢	カキロ程		部分のコ		乗り入れ部分以外の キロ程の比率	们四天平足门八百
				性田地					Ŧ	<u>.</u>		IJ			ヌ		(チー(リ+ヌ))÷チ=ル	Ŧ
	1	レターバス	辻久保	JR光の森駅	辻久保	365 日	3,894.0 回	復	33.4km 33.4km	(循環) 33.4km	往復	0.0km 0.0km		往復	0.0km 0.0km	(循環) 0.0km	100.000%	129,962.0 km
南九州	2	レターバス (左回り平日1便目)	御代志	JR光の森駅	辻久保	244 日	244.0 回	往復	19.8km 19.8km	(循環) 19.8km	往復	0.0km 0.0km		往復	0.0km 0.0km	(循環) 0.0km	100.000%	4,831.2 km
	3	日向·新迫線	日向	熊電御代志駅	ユーハプレス 弁天	157 日	314.0 回		22.5km 22.5km	(平均) 22.5km	往復	0.0km 0.0km		往復	0.0km 0.0km	(平均) 0.0km	100.000%	14,130.0 km
合	計	3系統						往復	75.7km 75.7km	75.7km	往復	0.0km 0.0km	0.0km	往復	0.0km 0.0km	0.0km		148,923.2 km

補助 ブロッ ク名	申請番号	補助対象 経常費用 の見込額	補助対象 系統のキロ 当たり 経常収益	補助対象 系統の経常収益の 見込額	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した額	ヨのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入部分以前以外に係るもの	補助対象経費	補助対象経費の1/2	国庫補助 上限額	国庫補助金 内定申請額 (ネ又はナのうちい ずれか少ないほう の額)
		へ×ヲ以下の額:ワ	٢	ト×ヲ以上の額:カ	ワーカ=ヨ	∃×ル=ソ	ツ	ツ×1/2=ネ	÷	ラ
	1	33,385,938 円	60円31銭	7,838,009 円	25,547,929 円	25,547,929 円	25,547 千円	12,773.5 千円		
南九州	2	1,241,086 円	60円31銭	291,370 円	949,716 円	949,716 円	949 千円	474.5 千円		
	3	3,629,855 円	31 円 44 銭	444,248 円	3,185,607 円	3,185,607 円	3,185 千円	1,592.5 千円		
合	計	38,256,879 円		8,573,627 円	29,683,252 円	29,683,252 円	29,681 千円	14,840.0 千円		14,840 千円

		経常費用から	44. 45. 4. 5. 图序建筑数之			ウの負担	旦者とその負	負担割合				
補助 ブロッ ク名	申請 番号	経常収益を控除 した額	損失額から国庫補助額を 控除した額	都道府県		市区町村		その他	の者	事業者自	己負担	「その他の者」の具 体的概要
		ニ×ヲーカ=ム	ムーラ=ウ	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
	1	31,193,478 円										
南九州	2	1,159,584 円										
	3	3,799,414 円										
合	計	36,152,476 円	21,312,476 円	円	0 %	32,770,476 円	100 %	円	0 %	円	0 %	

- 1.「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表6(附則第3条の適用を受ける事業者にあっては別表28)の名称を記載すること。
- 2.乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び 定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節及び第5節に係る経 常費用を除くこと。
- 3.補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあっては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 4.補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、原則として、昭和32年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。
- 5.申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助プロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 6.地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
- 7.計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 8「系統十口程」、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」及び「市区町村外乗入部分のキロ程」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。なお、循環系統については、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載する等、循環系統であることがわかるようにすること。
- 9.「同一補助プロック市区町村外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助プロック内における市区町村外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助プロックが異なる市区町村外乗入部分は(リ)に記載すること。
- 10.「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のキロ程の比率(ル)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 11.「計画実車走行キロ」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 12「補助対象経費」の欄は、(ソ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。 13「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.1~0.9千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 14.「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
- 15.「補助対象期間の前々年度(基準期間)の掲益状況」、「基準期間の前年度の掲益状況」、「基準期間の前々年度の掲益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 16「補助対象系統のキロ当たり終党収益(ト)」の欄は、基準期間における各補助対象系統の宝庫表行キロ当たり終党収益の宝績により管用すること。かお、新設系統で基準期間の宝績がかい場合は、市区町村位議会等が管用する経営収益の目込績を記載する
- 17.「平均増減率」は%以下第2位(小数点第3位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 18「キロ当たり経常費用(へ)」の算出に当たり、再編特例により、「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(こ)」を、基準期間における「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(c)」の実績値とする場合には、「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前々年度)(a)」、「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前々年度)(a)」、「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前々年度)(b)」及び「平均増減率(d)」は記載しないこと。

(2) 添付書類

1. 補助対象期間(補助金交付要網第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要網第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書といて (関連書類)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類(但し、前年度の補助対象期間に係る生活交通確保維持改善計画の添付書類として既に提出している場合は、基準期間の前年度及び基準期間の前々年度に係る事業報告書との問連書類の添付予能することができる。)

事業者名 株式会社 相互交通 平成29年度

1.	申請事業者の概要

	#	ŧ	合	バ	ス	、事	<u> </u>	業	・自	家	用	有	償	旅	客	運	<u> </u>	送		
補助対象期間の 前々年度(基準期間※)の	営業収益					76	千円	9	営	集外 北	及益			0千	Ħ	ŧ.	経常	(収益(イ)		76 千円
前々年度(基準期間次)の 損益状況	営業費用					764	ŦΡ	9	営業	美外 費	開			0千	ا	Ý.	経常	費用(口)	1	764 千円
	営業損益				Δ	688	千円	9	営	美外报	益			0千	ا		経	常損益	Δ	688 千円
補助対象期間の	前々年度の実車走行キロ(ハ)				8,	,446.	6 kn	n									経常	常収支率	9.9	5 %
	男	乗	合	バ	ス	、	\$	業	・自	家	用	有	償	旅	客	運	Į.	送		
基準期間の前年度の	営業収益					67	ŦΡ	9	営	美外 北	及益			0千	ا	糸	圣常	収益(イ')		67 千円
損益状況	営業費用				2	2,647	ŦΡ	9	営業	美外費	用			0千	P)	糸	圣常	費用(口')	2,	647 千円
	営業損益				Δ	2,580	千円	9	営	集外报	益			0千	Ħ		経	常損益	Δ 2,	580 千円
基準期間の前	年度の実車走行キロ(ハ')				4,	,262.	6 kn	n									経済	常収支率	2.5	3 %
	男	ŧ	合	バ	ス	、事	ş	業	・自	家	用	有	償	旅	客	運	ļ	送		
基準期間の前々年度の	営業収益					78	ŦΡ	9	営	美外 北	及益			0千	円	糸	圣常	収益(イ")		78 千円
損益状況	営業費用				2	2,942	ŦΡ	9	営業	美外 費	開			0千	ا	糸	圣常	費用(口")	2,	942 千円
	営業損益				Δ	2,864	ŦΡ	9	営	美外报	益			0千	円		経	常損益	Δ 2,	864 千円
基準期間の前々	マ年度の実車走行キロ(ハ")				8,	,446.	6 kn	n									経常	常収支率	2.6	5 %

(補助対象事業者の「基準期間[※]を最終年度とする連続した過去3年間」における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当た り経常費用 (基準期間の前々年度) ロ"÷ハ"= a	補助対象事業者の実車走行キロ当たり 経常費用 (基準期間の前年度) ロ'÷ハ'= b	補助対象事業者の実車走行キロ 当たり経常費用 (基準期間) ロ÷ハ=c	平均增減率 (((b÷a)-1)+((c÷b)-1))÷2 = d
南九州	348 円 30 銭	620 円 98 銭	90 円 45 銭	△ 3.57 %

2. キロ当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当た り経常費用 c×(1+(d÷2)) ² =ニ	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 へ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ
南九州	87 円 24 銭	256 円 89 銭	87 円 24 銭	8 円 99 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

O. 1107	A31.3 53.	ストラルー	× / U 52/1	スタに占してい	741111					_						
補助				運行系統				系統キ	. n 1 9		甫助ブロ		一補助: 区町村:	ブロック	補助ブロック外乗り入 れ部分及び同一補助 ブロック市区町村外	
-T	申請番号	運行 系統名	起点	主な 経由地	終点	計画運行 日数	計画運行 回数	ארווטניין	H1±	乗	入部分の	のキロ程	8分のキ		乗り入れ部分以外の キロ程の比率	
				在田地				Ŧ	<u>.</u>		IJ		ヌ		(チー(リ+ヌ))÷チ=ル	ヲ
南九州	4	合生·上生 線	合志公園	黒石	再春荘病 院	157 日		往 18.4km 復 17.7km			0.0km 0.0km		0.0km 0.0km		100.000%	8,446.6 km
合	計	1系統						往 18.4km 復 17.7km		往復	0.0km 0.0km		0.0km 0.0km			8,446.6 km

補助 ブロッ ク名	申請番号	補助対象 経常費用 の見込額	補助対象 系統のキロ 当たり 経常収益	補助対象 系統の経常収益の 見込額	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した額	ヨのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入部分 以外に係るもの	補助対象経費	補助対象経費の1/2	国庫補助 上限額	国庫補助金 内定申請額 (ネ又はナのうちい ずれか少ないほう の額)
		へ×ヲ以下の額:ワ	۲	ト×ヲ以上の額:カ	ワーカ=ヨ	∃×ル=ソ	ッ	ツ×1/2=ネ	÷	ラ
南九州	4	736,881 円	9円06銭	76,527 円	660,354 円	660,354 円	660 千円	330.0 千円		
合	計	736,881 円		76,527 円	660,354 円	660,354 円	660 千円	330.0 千円		330 千円

		経常費用から	損失額から国庫補助額を			ウの負担	旦者とその負	負担割合				
補助 ブロッ ク名	申請 番号	経常収益を控除 した額	投入額がら国庫補助額を控除した額	都道府県		市区町村		その他	の者	事業者自	己負担	「その他の者」の具 体的概要
		ニ×ヲーカ=ム	ムーラ=ウ	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	M I JUNG
南九州	4	660,354 円										
合	計	660,354 円	330,354 円	円	0 %	585,354 円	100 %	円	0 %	円	0 %	

(17 記載を)で 1.「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表6(附則第3条の適用を受ける事業者にあっては別表28)の名称を記載すること。

2.乗合パス事業の収益、実車走行キロについては、高速パス及び 定期観光パス等を除き、費用については、高速パス及び定期観光パス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節及び第5節に係る経常費用を除くこと。

3.補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあっては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。

4.補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有賃運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、原則として、昭和52年5月17日付け自総第338号、自然第151号、自貨第55号によること。

5.申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。

の一部間では、水砂に上に、産業ウェアが上に、8831、1水砂パンクルンが用めフェンバルが増出 ら地域キロ当たり標準経界費用は、補助プロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。 7.計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。

8.「系統キロ程」、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」及び「市区町村外乗入部分のキロ程」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。なお、循環系統については、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載する等、循環系統であることがわかるようにすること。

9.「同一補助ブロック市区町村外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(リ)に記載すること。

10.「補助プロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のキロ程の比率(ル)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。

11「計画実車走行キロ」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。 12「補助対象経費」の欄は、(ソ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。

13.「補助対象経費の1/21の欄は、系統ごとに百円単位(0.1~0.9千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。

14.「国庫補助上限額」の関は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した総配載すること。 15.「補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況」、「基準期間の前年度の損益状況」、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。

16.「補助対象系統のキロ当たり経常収益(ト)」の欄は、基準期間における各補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益の実績により算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、市区町村協議会等が算出する経常収益の見込額を記載する ーレ

17.「平均増減率」は%以下第2位(小数点第3位切り捨て)まで算出して記載すること。

18「キロ当たり経常費用(へ)」の第出に当たり、再編特例により、「補助対象事業者の実事走行キロ当たり経常費用(こ)」を、基準期間における「補助対象事業者の実事走行キロ当たり経常費用(c)」の実績値とする場合には、「補助対象事業者の実事走行キロ当たり経常費用(基準期間の前々年度)(a)」、「補助対象事業者の実事走行キロ当たり経常費用(基準期間の前々年度)(b)」及び「平ち増減率(d)は記載しないこと。

(2) 添付書類

1. 補助対象期間(補助金交付要網第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要網第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類 (周連書類)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類(但し、前年度の補助対象期間に係る生活交通確保維持改善計画の旅付書類として既に提出している場合は、基準期間の前年度及び基準期間の前々年度に係る事業報告書と取得企業の事態を表して既に提出している場合は、基準期間の前年度及び基準期間の前々年度に係る事業報告書と取得企業例のが行きません。

事業者名 有限会社 キティー交通 平成29年度

1. 申請事業者の概要

	乗 合	バス事業・	自 家 用 有 償 旅 客	運送
補助対象期間の 前々年度(基準期間※)の	営 業 収 益	260 千円	営業外収益 0 千円	経常収益(イ) 260 千円
損益状況	営 業 費 用	3,189 千円	営業外費用 0 千円	経常費用(口) 3,189 千円
	営 業 損 益	△ 2,929 千円	営業外損益 0 千円	経常損益 △ 2,929 千円
補助対象期間の	前々年度の実車走行キロ(ハ)	10,801.6 km		経常収支率 8.15 %
	乗合	バス事業・	自家用有償旅客	運 送
基準期間の前年度の	営 業 収 益	310 千円	営業外収益 0 千円	経常収益(イ') 310 千円
損益状況	営 業 費 用	3,852 千円	営業外費用 0 千円	経常費用(口') 3,852 千円
	営 業 損 益	△ 3,542 千円	営業外損益 0 千円	経常損益 △ 3,542 千円
基準期間の前	年度の実車走行キロ(ハ')	10,801.6 km		経常収支率 8.05 %
	乗 合	バス事業・	自 家 用 有 償 旅 客	運送
基準期間の前々年度の	営 業 収 益	340 千円	営業外収益 0 千円	経常収益(イ") 340 千円
損益状況	営 業 費 用	3,240 千円	営業外費用 0 千円	経常費用(口") 3,240 千円
	営 業 損 益	△ 2,900 千円	営業外損益 0 千円	経常損益 △ 2,900 千円
基準期間の前々	マ年度の実車走行キロ(ハ")	10,801.6 km		経常収支率 10.49 %

(補助対象事業者の「基準期間[※]を最終年度とする連続した過去3年間」における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当た り経常費用	補助対象事業者の実車走行キロ当たり 経常費用	補助対象事業者の実車走行キロ 当たり経常費用	平均增減率
110-53-5	(基準期間の前々年度) ロ"÷ハ"= a	(基準期間の前年度) ロ'÷ハ'= b	(基準期間) ロ÷ハ=c	$(((b \div a)-1)+((c \div b)-1))\div 2 = d$
南九州	299 円 95 銭	356 円 61 銭	295 円 23 銭	0.83 %

^{※「}基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当た り経常費用 c×(1+(d÷2)) ² = ニ	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 へ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ
南九州	297 円 68 銭	256 円 89 銭	256 円 89 銭	24 円 07 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

źā Bh				運行系統				系統キロ和	£9	補助ブロ		同一補助 市区町村		補助ブロック外乗り 入れ部分及び同一補 助ブロック市区町村	
補助 ブロッ ク名	申請 番号	運行 系統名	起点	主な 経由地	終点	計画運行 日数	計画運行 回数	7K49L-1 1-4	1±	乗入部分(のキロ程	部分の	キロ程	外乗り入れ部分以外 のキロ程の比率	
				120				チ		IJ		7		(チー(リ+ヌ))÷チ=ル	ヲ
南九州	5	合生·御代 志線	黒松	黒石	再春荘病 院	157 日	314.0 回	往 17.2km (平 復 17.2km	² 均) 17.2km:				(平均) 0.0km	100.000%	10,801.6 km
合	計	1系統						往 17.2km 復 17.2km	17.2km	往 0.0km 復 0.0km		往 0.0km 復 0.0km			10,801.6 km

補助 ブロッ ク名	申請番号	補助対象 経常費用 の見込額	補助対象 系統のキロ 当たり 経常収益	補助対象 系統の経常収益の 見込額		ヨのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入部分以外に係るもの	補助対象経費	補助対象経費の1/2		国庫補助金 内定申請額 (ネ又はナのうちい ずれか少ないほう の額)
		へ×ヲ以下の額:ワ	٢	ト×ヲ以上の額:カ	ワーカ=ヨ	∃×ル=ソ	ッ	ツ×1/2=ネ	÷	Ð
南九州	5	2,774,823 円	24円15銭	260,859 円	2,513,964 円	2,513,964 円	2,513 千円	1,256.5 千円		
合	#	2,774,823 円		260,859 円	2,513,964 円	2,513,964 円	2,513 千円	1,256.0 千円		1,256 千円

		経常費用から	損失額から国庫補助額を		ウの負担者とその負担割合									
補助 ブロッ ク名	申請 番号	経常収益を控除 した額	授大額から国庫補助額を控除した額	都道府県	都道府県		市区町村		その他の者		己負担	「その他の者」の具体的概要		
		ニ×ヲーカ=ム	ムーラ=ウ	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合			
南九州	5	2,954,561 円												
合	計	2,954,561 円	1,698,561 円	Ħ	0 %	2,668,561 円	100 %	円	0 %	円	0 %			

- 1 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表6(附則第3条の適用を受ける事業者にあっては別表28)の名称を記載すること。
- い: mmv, ーノノフロンで開い、Tmv)率入り交換が取り、同門別の3米の当用を受ける事業者にあっては別表28)の名称を配載すること。 2.乗合パス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び 定期観光パス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光パス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節及び第5節に係る経常異角を終くこと。
- 3.補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあっては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 4.補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有債運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、原則として、昭和52年5月17日付け自総第338号、自族第151号、自貨第55号によること。
- 5.申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 6.地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
- 7.計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 8「系統十口程」、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」及び「市区町村外乗入部分のキロ程」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の台計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。なお、循環系統については、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載する等、循環系統であることがわかるようにすること。
- 9.「同一補助ブロック市区町村外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(リ)に記載すること。
- 10.「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のキロ程の比率(ル)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 11.「計画実車走行キロ」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。

- 12「補助対象経費」の欄は、(ソ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。 13「補助対象経費」の欄は、(ソ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。 14「国庫補助上限額」の欄は、布区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
- 15.「補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況」、「基準期間の前年度の損益状況」、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 16「補助対象系統のキロ当たり経常収益(ト)」の欄は、基準期間における各補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益の実績により算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、市区町村協議会等が算出する経常収益の見込額を記載すること。
- 17.「平均増減率」は%以下第2位(小数点第3位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 18「キロ当たり経常費用(へ)」の算出に当たり、再編特例により、「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(二)」を、基準期間における「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(こ)」の実績値とする場合には、「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前々年度)(a)」、「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前年度)(b)」及び「平均増減率(d)」は記載しないこと。

(2) 添付書類

1. 補助対象期間(補助金文付要網第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金文付要網第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及 びこれに関連する必要な事項を記載した 書類(関連書類)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前年度、基本期間の前年度及び基準期間の前年度及び基準期間の前々を度 に係る事業報告書及び関連書類の返付を省略することができる。

事業者名 有限会社 銀杏交通 平成29年度

1. 申請事業者の概要

	乗 合	バス事業・	自 家 用 有 償 旅 客	運送	
補助対象期間の 前々年度(基準期間※)の	営 業 収 益	111 千円	営業外収益 0 千円	経常収益(イ)	111 千円
損益状況	営 業 費 用	1,027 千円	営業外費用 0 千円	経常費用(口)	1,027 千円
	営 業 損 益	△ 916 千円	営業外損益 0 千円	経常損益	△ 916 千円
補助対象期間の	前々年度の実車走行キロ(ハ)	8,242.5 km		経常収支率	10.81 %
	乗合	バス事業・	自家用有償旅客	運 送	
基準期間の前年度の	営 業 収 益	157 千円	営業外収益 0 千円	経常収益(イ')	157 千円
損益状況	営 業 費 用	2,295 千円	営業外費用 0 千円	経常費用(口')	2,295 千円
	営業損益 △ 2,138 千円		営業外損益 0 千円	経常損益	2,138 千円
基準期間の前	年度の実車走行キロ(ハ')	8,190.0 km		経常収支率	6.84 %
	乗 合	バス事業・	自 家 用 有 償 旅 客	運送	
基準期間の前々年度の	営 業 収 益	122 千円	営業外収益 0 千円	経常収益(イ")	122 千円
損益状況	営 業 費 用	2,201 千円	営業外費用 0 千円	経常費用(口")	2,201 千円
営業 損 益		△ 2,079 千円	営業外損益 0 千円	経常損益	2,079 千円
基準期間の前々	マ年度の実車走行キロ(ハ")	8,242.5 km		経常収支率	5.54 %

(補助対象事業者の「基準期間[※]を最終年度とする連続した過去3年間」における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当た り経常費用 (基準期間の前々年度) ロ"÷ハ"= a	補助対象事業者の実車走行キロ当たり 経常費用 (基準期間の前年度) ロ'÷ハ'= b	当たり経常費用	平均增減率 (((b÷a)-1)+((c÷b)-1))÷2 = d
南九州	267 円 03 銭	280 円 21 銭	124 円 59 銭	△ 25.30 %

^{※「}基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当た り経常費用 c×(1+(d÷2)) ² = ニ	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 へ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ
南九州	95 円 06 銭	256 円 89 銭	95 円 06 銭	13 円 46 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

				運行系統				₹.	キロ程		補助ブロ				ブロック st 乗 ス	補助ブロック外乗り 入れ部分及び同一補 助ブロック市区町村	
補助 ブロッ ク名	申請番号	運行 系統名	起点	主な 経由地	終点	計画運行 日数	計画運行 回数			乗入部分のキロ程		市区町村外乗入 部分のキロ程			外乗り入れ部分以外 のキロ程の比率		
				WE HIND				Ŧ			IJ		ヌ			(チー(リ+ヌ))÷チ=ル	₹
南九州	6	後川辺線	孔子公園	合志市役所	飯高山公園	157 日	235.5 回	往 14.8k 復 14.8k	n (平均) n 14.8km	往復	0.0km 0.0km			0.0km 0.0km	(平均) 0.0km	100.000%	6,970.8 km
判儿州	7	後川辺線	合志市役 所	泗水	孔子公園	157 日		往 8.1k 復 8.1k		往復	0.0km 0.0km	0.0km		0.0km 0.0km	0.0km	100.000%	1,271.7 km
合	計	2系統						往 22.9k 復 22.9k		往復	0.0km 0.0km	0.0km		0.0km 0.0km	0.0km		8,242.5 km

補助 ブロッ ク名	申請番号	補助対象 経常費用 の見込額	補助対象 系統のキロ 当たり 経常収益	補助対象 系統の経常収益の 見込額	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した額	ヨのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入部分 以外に係るもの	補助対象経費	補助対象経費の1/2	国庫補助 上限額	国庫補助金 内定申請額 (ネ又はナのうちい ずれか少ないほう の額)
		へ×ヲ以下の額:ワ	۲	ト×ヲ以上の額:カ	ワーカ=ヨ	∃×ル=ソ	ッ	ツ×1/2=ネ	÷	∍
南九州	6	662,644 円	13 円 48 銭	93,967 円	568,677 円	568,677 円	568 千円	284.0 千円		
用ル州	7	120,887 円	13 円 48 銭	17,143 円	103,744 円	103,744 円	103 千円	51.5 千円		
合	計	783,531 円		111,110 円	672,421 円	672,421 円	671 千円	335.0 千円		335 千円

		経常費用から	損失額から国庫補助額を		ウの負担者とその負担割合									
補助 ブロッ ク名	申請 番号	経常収益を控除 した額	損失額から国庫補助額を 控除した額	都道府県		市区町村		す その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具 体的概要		
		ニ×ヲーカ=ム	ムーラ=ウ	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	2,000,000		
南九州	6	568,677 円												
刊ノレカコ	7	103,744 円												
合	計	672,421 円	337,421 円	Ħ	0 %	595,421 円	100 %	円	0 %	円	0 %			

- 1 「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表6(附則第3条の適用を受ける事業者にあっては別表28)の名称を記載すること。
- い: mmv, ーノノフロンで開い、Tmv)率入り交換が取り、同門別の3米の当用を受ける事業者にあっては別表28)の名称を配載すること。 2.乗合パス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び 定期観光パス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光パス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節及び第5節に係る経常異角を終くこと。
- 3.補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあっては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 4.補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有債運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、原則として、昭和52年5月17日付け自総第338号、自族第151号、自貨第55号によること。
- 5.申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 6.地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
- 7.計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 8「系統十口程」、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」及び「市区町村外乗入部分のキロ程」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の台計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。なお、循環系統については、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載する等、循環系統であることがわかるようにすること。
- 9.「同一補助ブロック市区町村外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(リ)に記載すること。
- 10.「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のキロ程の比率(ル)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 11.「計画実車走行キロ」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。

- 12「補助対象経費」の欄は、(ソ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。 13「補助対象経費」の欄は、(ソ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。 14「国庫補助上限額」の欄は、布区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
- 15.「補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況」、「基準期間の前年度の損益状況」、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 16「補助対象系統のキロ当たり経常収益(ト)」の欄は、基準期間における各補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益の実績により算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、市区町村協議会等が算出する経常収益の見込額を記載すること。
- 17.「平均増減率」は%以下第2位(小数点第3位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 18「キロ当たり経常費用(へ)」の算出に当たり、再編特例により、「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(二)」を、基準期間における「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(こ)」の実績値とする場合には、「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前々年度)(a)」、「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前年度)(b)」及び「平均増減率(d)」は記載しないこと。

(2) 添付書類

1. 補助対象期間(補助金文付要網第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金文付要網第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及 びこれに関連する必要な事項を記載した 書類(関連書類)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前年度、基本期間の前年度及び基準期間の前年度及び基準期間の前々を度 に係る事業報告書及び関連書類の返付を省略することができる。

市町村名	合志市

(単位:人)

	(单位.人)
	人口
人口集中地区以外	20,985
交通不便地域	4,083

交诵不便地域の内訳

文 虚 1 使 地域 0 / 1 引 ()				
	人口	対象地区	根拠法	
	4102	出分、上古閑、御領、上町、 下町、横町、二子、上庄、原 口、原口下、平島、竹迫住 宅、合志中央団地、日向、新 迫、新古閑、菊池病院官舎、 中林、生坪、立割、桑木鶴団 地	局長指定	

国庫補助上限額の算定

_	対象人口	算定式	国庫補助上限額
	4,083	4,083 × 150 円 +300万円	3,612,000

(1)記載要領

- 1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する 交通不便地域の場合は、申請する事業年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳 を基に記載すること。
 - ※なお、実施要領等で別に定める場合は、それによること。
- 2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
- 3. 「交通不便地域」の欄は、過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域(過疎地域とみなされる市町村、過疎とみなされる区域を含む。)、離島振興法に基づく離島振興対策実施地域、半島振興法に基づく半島振興対策実施地域、山村振興法に基づく振興山村に該当する地域の人口及び実施要領(2.(1)⑫)に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
- 4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が上記3. に掲げる法律(根拠法)に基づき 地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。 また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域が存在する場合には、該当する区域 名を記載すること。
- 5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と 記載すること。

(2)添付書類

1. 人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が分かる地図 (ただし、全域が交通不便地域となる場合には省略可)